

財務省告示第二百二十八号

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第三条第四項に規定する同法第二条第一号の入出力装置を設置する税関の件（平成十一年十月大蔵省告示第三百一号）の一部を次のように改正し、平成十九年七月一日から適用する。

平成十九年六月二十九日

財務大臣 尾身 幸次

第十号を第十二号とし、第四号から第九号までを二号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二号を加える。

四 神戸税関境税関支署鳥取監視署

五 神戸税関境税関支署西郷監視署